社会福祉法人同愛会定款

第１章　総則

（目　的）

第１条　この社会福祉法人（以下「法人」という。）は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、心身ともに健やかに育成され、又はその有する能力に応じ自立した日常生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的として、次の社会福祉事業を行う。

（１）第一種社会福祉事業

（イ）障害者支援施設の経営

（ロ）特別養護老人ホームの経営

（２）第二種社会福祉事業

（イ）老人デイサービス事業の経営

（ロ）老人介護支援センターの経営

（ハ）老人居宅介護等事業の経営

（ニ）放課後児童健全育成事業の経営

（ホ）保育所の経営

（ヘ）小規模多機能型居宅介護事業の経営

（ト）認知症対応型老人共同生活援助事業の経営

（チ）障害福祉サービス事業の経営

（リ）障害児通所支援事業の経営

（ヌ）相談支援事業の経営

（ル）移動支援事業の経営

（ヲ）地域活動支援センターの経営

（ワ）老人短期入所事業の経営

（カ）一時預かり事業の経営

（名　称）

第２条　この法人は、社会福祉法人同愛会という。

（経営の原則）

第３条　この法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図り、もって地域福祉の推進に努めるものとする。

２　この法人は、地域社会に貢献する取組として、地域の独居高齢者、子育て世帯、経済的に困窮する者等を支援するため、無料又は低額な料金で福祉サービスを積極的に提供するものとする。

（事務所の所在地）

第４条　この法人の事務所を栃木県塩谷郡塩谷町大字熊ノ木字宮ノ平 1057-1 番地に置く。

第２章　評議員

（評議員の定数）

第５条　この法人に評議員７名を置く。

（評議員の選任及び解任）

第６条　この法人に評議員選任・解任委員会を置き、評議員の選任及び解任は、評議員選任・解任委員会において行う。

２　評議員選任・解任委員会は監事１名、事務局員１名、外部委員１名の合計３名で構成する。

３　選任候補者の推薦及び解任の提案は、理事会が行う。評議員選任・解任委員会の運営についての細則は、理事会において定める。

４　選任候補者の推薦及び解任の提案を行う場合には、当該者が評議員として適任及び不適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。

５　評議員選任・解任委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員の１名が出席し、かつ、その１名が賛成することを要する。

（評議員の資格）

第７条　社会福祉法第４０条第４項及び第５項を遵守するとともに、この法人の評議員のうちには、評議員のいずれか一人及びその親族その他特殊の関係がある者（租税特別措置法施行令第２５条の１７第６項第１号に規定するものをいう。以下同じ。）の合計数が、評議員総数（現在数）の３分の１を超えて含まれることになってはならない。

（評議員の任期）

第８条　評議員の任期は、選任後４年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

２　任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとすることができる。

３　評議員は、第５条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

（評議員の報酬等）

第９条　評議員に対して、各年度の総額が１００，０００円を超えない範囲で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬等として支給することができる。

第３章　評議員会

（構成）

第１０条　評議員会は、全ての評議員をもって構成する。

（権限）

第１１条　評議員会は、次の事項について決議する。

（１）理事及び監事の選任又は解任

（２）理事又は監事の報酬等の額

（３）理事及び監事並びに評議員に対する報酬等の支給の基準

（４）計算書類（貸借対照表及び収支計算書）及び財産目録の承認
（５）定款の変更
（６）残余財産の処分
（７）基本財産の処分
（８）社会福祉充実計画の承認
（９）事業計画及び収支予算
（10）臨機の措置（予算外の新たな義務の負担及び権利の放棄）
（11）公益事業・収益事業に関する重要な事項
（12）解散
（13）その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

（開催）

第１２条　評議員会は、定時評議員会として毎年度６月に１回開催するほか、必要がある場合に開催する。

（招集）

第１３条　評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

２　評議員は理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

（決議）

第１４条　評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

２　前項の規定にかかわらず、次の決議は、その決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の３分の２以上に当たる多数をもって行わなければならない。

（１）監事の解任
（２）定款の変更
（３）その他法令で定められた事項

３　理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第１項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者が第１５条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

４　第１項及び第２項の規定にかかわらず、評議員（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、評議員会の決議があったものとみなす。

（議事録）

第１５条　評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

２　議長及び会議に出席した評議員のうちから選出された議事録署名人２名がこれに署名する。

第４章　役員及び職員

（役員の定数）

第１６条　この法人には、次の役員を置く。

（１）理事　　６名

（２）監事　　２名

２　理事のうち１名を理事長、１名を常務理事とする。

３　前項の常務理事をもって社会福祉法第４５条の１６第２項第２号の業務執行理事とする。

（役員の選任）

第１７条　理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

２　理事長及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

（役員の資格）

第１８条　社会福祉法第４４条第６項を遵守するとともに、この法人の理事のうちには、理事のいずれか一人及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が、理事総数（現在数）の３分の１を超えて含まれることになってはならない。

２　社会福祉法第４４条第７項を遵守するとともに、この法人の監事には、この法人の理事（その親族その他特殊の関係がある者を含む。）及び評議員（その親族その他特殊の関係がある者を含む。）並びに、この法人の職員が含まれてはならない。また、各監事は、相互に親族その他特殊の関係がある者であってはならない。

（理事の職務及び権限）

第１９条　理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

２　理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、常務理事は、理事会において、別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。

３　理事長及び常務理事は、毎会計年度に４箇月を超える間隔で２回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

（監事の職務及び権限）

第２０条　監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

２　監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

（役員の任期）

第２１条　理事及び監事の任期は、選任後２年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

２　補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

３　理事又は監事は第１５条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

（役員の解任）
第２２条　理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。
（１）職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
（２）心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。
（役員の報酬等）
第２３条　理事及び監事に対して、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。
（職員）
第２４条　この法人に職員を置く。
２　この法人の設置経営する施設の長他の重要な職員（「以下施設長等」という。）は、理事会において、選任及び解任する。
３　施設長等以外の職員は、理事長が任免する。

第５章　理事会

（構成）
第２５条　理事会は、全ての理事をもって構成する。
（権限）
第２６条　理事会は、次の職務を行う。ただし、日常の業務として理事会が定めるものについては、理事長が専決し、これを理事会に報告する。
（１）この法人の業務執行の決定
（２）理事の職務の執行の監督
（３）理事長及び常務理事の選定及び解職
（招集）
第２７条　理事会は、理事長が招集する。
２　理事長が欠けたとき又は理事長に事故あるときは、各理事が理事会を招集する。
（決議）
第２８条　理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。
２　前項の規定にかかわらず、理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について異議を述べたときを除く。）は、理事会の決議があったものとみなす。
（議事録）
第２９条　理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。
２　出席した理事長及び監事は、前項の議事録に署名する。

第６章　資産及び会計

（資産の区分）

第３０条　この法人の資産は、これを分けて基本財産、その他財産及び公益事業用財産の３種とする。

２　基本財産は、次の各号に掲げる財産をもって構成する。

（１）栃木県塩谷郡塩谷町大字熊ノ木字宮ノ平 1057 番地 1 所在の鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺平家建ライキ園園舎１棟　（９８７.２０平方メートル）
鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺平家建野美園園舎１棟　（４４２.９８平方メートル）

（２）栃木県塩谷郡塩谷町大字熊ノ木字宮ノ平 1057 番 1 所在のライキ園敷地
（９，４６２.１４平方メートル）

（３）栃木県那須郡那珂川町芳井字大清水 840 番地 4 所在の鉄筋コンクリート造亜鉛メッキ鋼板葺平家建リヴレット園舎１棟　（４５５.７２平方メートル）

（４）栃木県那須郡那珂川町芳井字大清水 840 番 4 所在のリヴレット敷地
（２，５００.１５平方メートル）

（５）栃木県大田原市小滝字上ノ山 17 番 22、17 番 23 所在の藍敷地
（４，８９５．００平方メートル）

（６）栃木県芳賀郡益子町大字北中字入 1107 番 1、1108 番 1、1109 番 1、1113 番 1、1114 番、1115 番、1116 番、1105 番 1、1106 番 1 所在の光輝舎敷地
（６，８７９.００平方メートル）

（７）栃木県大田原市小滝字上ノ山 17 番地 22 所在の鉄筋コンクリート造陸屋根平屋建藍園舎１棟　（４６３.６０平方メートル）

（８）栃木県芳賀郡益子町大字北中字入 1113 番地 1、1114 番地所在の鉄筋コンクリート造陸屋根２階建光輝舎及びこうき園舎１棟　（２，５４８．８６平方メートル）

（９）栃木県塩谷郡塩谷町大字熊ノ木字向山 1174 番 60、1174 番 61 所在のピアレス２敷地
（４９３．０１平方メートル）

（10）栃木県塩谷郡塩谷町大字熊ノ木字向山 1174 番地 60 所在の木造スレート葺２階建ピアレス２園舎１棟　（１２５．８７平方メートル）

（11）栃木県大田原市堀之内字飛矢ヶ沢 494 番 3 所在のピアレスⅢ及びピアレスⅣ敷地
（５００．５８平方メートル）

（12）栃木県大田原市堀之内字飛矢ヶ沢 494 番地 3 所在の木造瓦葺２階建ピアレスⅣ園舎
（１２９．１８平方メートル）

（13）栃木県大田原市堀之内字飛矢ヶ沢 494 番地 3 所在の鉄骨・木造亜鉛メッキ鋼板葺２階建ピアレスⅢ園舎　（１９３．２０平方メートル）

（14）栃木県那須塩原市一区町 281 番 71 所在の四季の花敷地（９８８．００平方メートル）

（15）栃木県那須塩原市二区町 352 番 180 所在の四季の空敷地（９９２．００平方メートル）

（16）栃木県那須塩原市一区町 281 番地 71 所在の木造アルミニューム板ぶき平家建四季の花園舎　（２７０．７８平方メートル）

（17）栃木県那須塩原市二区町 352 番地 180 所在の木造アルミニューム板ぶき平家建四季の空園舎　（３０９．７０平方メートル）

（18）栃木県大田原市城山１丁目 140 番 8、140 番 10、140 番 22、140 番 26、140 番 27 所在の四季の風敷地　（２，８２７．００平方メートル）
（19）栃木県大田原市城山１丁目 140 番地 26、140 番地 10 所在の木造アルミニューム板ぶき平家建四季の風園舎　（２１９．０３平方メートル）
（20）栃木県那須塩原市一区町 281 番地 71 所在の木造アルミニューム板ぶき平家建四季の花園舎　（１２５．９２平方メートル）
（21）栃木県塩谷郡塩谷町大字船生字申内 1706 番所在のピアレス敷地　（３８３．４７平方メートル）
（22）栃木県塩谷郡塩谷町大字船生字申内 1706 番地所在の木造亜鉛メッキ鋼板葺平家建ピアレス園舎　（１５８．１６平方メートル）
（23）栃木県塩谷郡塩谷町大字熊ノ木字宮ノ平 1057 番地１所在の鉄骨造亜鉛メッキ鋼板ぶき平家建野美作業棟　（８０．５０平方メートル）
（24）栃木県大田原市市野沢字練ソ裏 1842 番 1、1843 番 1、1844 番、1845 番、1846 番所在のかねだの里敷地　（５，６４８．００平方メートル）
（25）栃木県那須塩原市二区町 352 番 160、352 番 161、352 番 162、352 番 18 所在のピアレスＶ敷地　（１，１４６．０２平方メートル）
（26）栃木県那須塩原市二区町 352 番地 160 所在の木造瓦葺平家建ピアレスＶ園舎　（１０４．３４平方メートル）
（27）栃木県塩谷郡塩谷町大字大宮字寺ノ前 2947 番地所在の木造スレートぶき平家建おおみや保育園園舎　（６７３．９８平方メートル）
（28）栃木県塩谷郡塩谷町大字玉生字五斗蒔 400 番地所在の木造亜鉛メッキ鋼板ぶき平家建こすもす及びコスモス園舎　（３３５．９３平方メートル）
（29）栃木県大田原市市野沢字練ソ裏 1843 番地 1,1842 番地 1、1844 番地所在の鉄骨造合金メッキ鋼板ぶき平家建かねだの里園舎　（９４０．８５平方メートル）
（30）栃木県大田原市浅香一丁目 3542 番 145、3542 番 169、3542 番 215、3542 番 219 所在の法人研修棟敷地　（１，９４０．２９平方メートル）
（31）栃木県大田原市浅香一丁目 3542 番地 215 所在の鉄骨・木造合金メッキ鋼板ぶき２階建法人研修棟　（４４９．８４平方メートル）
（32）栃木県那須塩原市二区町 352 番地 18 所在の木造瓦・亜鉛メッキ銅板葺平家建ピアレスⅥ園舎　（１０８．８１平方メートル）
（33）栃木県大田原市城山一丁目 140 番地 26、140 番地 8、140 番地 10、140 番地 22、140 番地 27 所在の鉄骨造合金メッキ鋼板ぶき２階建四季の風園舎　（１，１８２．９５平方メートル）
（34）栃木県宇都宮市若草四丁目 2677 番 1、2677 番 7、2677 番 11、2677 番 12、2677 番 35、2677 番 47 所在のコミュニティーサポートセンターひかり及びヒカリテラス敷地　（１，４１７．６６平方メートル）
（35）栃木県宇都宮市若草四丁目 2677 番地 1、2677 番地 7、2677 番地 11、2677 番地 35 所在の鉄骨造合金メッキ鋼板ぶき３階建コミュニティーサポートセンターひかり園舎　（４５７．８１平方メートル）

（36）栃木県塩谷郡塩谷町大字田所字土屋 2191 番 19 所在の星の郷敷地
（２，９１０．００平方メートル）
（37）栃木県塩谷郡塩谷町大字田所字土屋 2191 番地 19 所在の鉄筋コンクリート造合金メッキ鋼板ぶき２階建星の郷園舎　（１，４３３．１３平方メートル）
（38）栃木県芳賀郡市貝町大字市塙字北城 4117 番 15 所在のかがやき敷地
（１，５００．０１平方メートル）
（39）栃木県芳賀郡市貝町大字市塙字北城 4117 番地 15 所在の鉄骨造合金メッキ鋼板ぶき平家建かがやき園舎　（２９９．７９平方メートル）
（40）栃木県那須郡那珂川町小口字馬坂 1702 番 3、字長峯 1728 番 17、1728 番 73、1728 番 74、1728 番 75 所在のなかが和苑敷地　（２７，３５０．４９平方メートル）
（41）栃木県那須郡那珂川町小口字長峯 1728 番 17、小口字馬坂 1702 番地 3 所在の鉄筋コンクリート造コンクリート屋根・陸屋根地下１階付２階建なかが和苑園舎
（３，１５１．７３平方メートル）
（42）栃木県芳賀郡市貝町大字市塙字北城 4117 番地 15 所在の鉄骨造合金メッキ鋼板ぶき平家建かがやきⅡ園舎　（２２８．００平方メートル）
（43）栃木県那須郡那珂川町小口字長峯 1728 番地 17、小口字馬坂 1702 番地 3 所在の軽量鉄骨造合金メッキ鋼板ぶき平家建なかが和苑カフェ　（１５３．５２平方メートル）
（44）栃木県宇都宮市若草四丁目 2677 番地 1、2677 番地 7、2677 番地 11、2677 番地 35 所在の鉄骨造合金メッキ鋼板ぶき２階建ヒカリテラス園舎
（３０９．９６平方メートル）
（45）栃木県那須郡那珂川町小口字長峯 1728 番地 17、小口字馬坂 1702 番地 3 所在の木造合金メッキ鋼板ぶき平家建アウル園舎　（１４０．７４平方メートル）

３　その他財産は、基本財産及び公益事業用財産以外の財産とする。

４　公益事業用財産は、第３９条に掲げる公益を目的とする事業の用に供する財産とする。

５　基本財産に指定されて寄附された金品は、速やかに第２項に掲げるため、必要な手続をとらなければならない。

（基本財産の処分）

第３１条　基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事総数（現在数）の３分の２以上の同意及び評議員会の承認を得て、栃木県知事の承認を得なければならない。ただし、次の各号に掲げる場合には、栃木県知事の承認は必要としない。

１　独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合

２　独立行政法人福祉医療機構と協調融資（独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付が行なう施設整備のための資金に対する融資と併せて行なう同一の財産を担保とする当該施設整備のための資金に対する融資をいう。以下同じ。）に関する契約を結んだ民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合（協調融資に係る担保に限る。）

（資産の管理）

第３２条　この法人の資産は、理事会の定める方法により、理事長が管理する。

２　資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、又は確実な有価証券に換えて、保管する。

（事業計画及び収支予算）
第３３条　この法人の事業計画書、収支予算書については、毎会計年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事総数（現在数）の３分の２以上の同意及び評議員会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。
２　前項の書類については主たる事務所に、当該会計年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。
（事業報告及び決算）
第３４条　この法人の事業報告及び決算については、毎会計年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。
（１）事業報告
（２）事業報告の附属明細書
（３）貸借対照表
（４）収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）
（５）貸借対照表及び収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）の附属明細書
（６）財産目録
２　前項の承認を受けた書類のうち、第１号、第３号、第４号及び第６号の書類については、定時評議員会に提出し、第１号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。
３　第１項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に５年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。
（１）監査報告
（２）理事及び監事並びに評議員の名簿
（３）理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
（４）事業の概要等を記載した書類
（会計年度）
第３５条　この法人の会計年度は、毎年４月１日に始まり、翌年３月３１日をもって終わる。
（会計処理の基準）
第３６条　この法人の会計に関しては、法令等及びこの定款に定めのあるもののほか、理事会において定める経理規程により処理する。
（臨機の措置）
第３７条　予算をもって定めるもののほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事総数（現在数）の３分の２以上の同意及び評議員会の承認がなければならない。
（保有する株式に係る議決権の行使）
第３８条　この法人が保有する株式（出資）について、その株式（出資）に係る議決権を行使する場合には、あらかじめ理事会において理事総数（現在数）の３分の２以上の承認を要する。

第７章　公益を目的とする事業

（種　別）

第３９条　この法人は社会福祉法第２６条の規定により、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することなどを目的として、次の事業を行う。

（１）居宅介護支援事業

（２）日中一時支援事業

２　前項の事業の運営に関する事項については、理事総数の３分の２以上の同意を得なければならない。

第８章　解散

（解　散）

第４０条　この法人は、社会福祉法第４６条第１項第１号及び第３号から第６号までの解散事由により解散する。

（残余財産の帰属）

第４１条　解散（合併又は破産による解散を除く。）した場合における残余財産は、評議員会の決議を得て、社会福祉法人並びに社会福祉事業を行う学校法人及び公益財団法人のうちから選出されたものに帰属する。

第９章　定款の変更

（定款の変更）

第４２条　この定款を変更しようとするときは、評議員会の決議を得て、栃木県知事の認可（社会福祉法第４５条の３６第２項に規定する厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。）を受けなければならない。

２　前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を栃木県知事に届け出なければならない。

第１０章　公告の方法その他

（公告の方法）

第４３条　この法人の公告は、社会福祉法人同愛会の掲示場に掲示するとともに、官報、新聞又は電子公告に掲載して行う。

（施行細則）

第４４条　この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

附　則

この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。ただし、この法人の成立後遅滞なく、この定款に基づき、役員の選任を行うものとする。

理 事 長　　中本光夫
常務理事　　福間　士
理　　事　　三上歳衛
〃　　高野一夫
〃　　山田正実
監　　事　　本吉俊夫
〃　　加茂　清

参　考　設立及び定款変更認可歴

昭和２７年　５月１７日　　設立認可
昭和３３年　９月１６日　　定款変更認可
昭和４７年　１月２６日　　定款変更認可
平成　７年１２月２５日　　定款変更認可
平成１０年　６月１５日　　定款変更認可
平成１１年　２月　９日　　定款変更認可　平成１１年　４月　１日より施行
平成１２年　１月２７日　　定款変更認可
平成１２年　５月２２日　　定款変更認可
平成１３年　２月２８日　　定款変更認可　平成１３年　４月　１日より施行
平成１４年　１月２４日　　定款変更認可
平成１５年　３月２５日　　定款変更認可
平成１５年　４月１６日　　定款変更認可
平成１５年１０月３０日　　定款変更認可
平成１６年　６月１０日　　定款変更認可
平成１６年１１月２４日　　定款変更認可
平成１７年　１月　６日　　定款変更認可
平成１７年　５月　６日　　定款変更認可
平成１７年　６月１３日　　定款変更認可
平成１７年　８月１２日　　定款変更認可
平成１８年　３月１０日　　定款変更認可
平成１８年１１月　７日　　定款変更認可
ただし、第１条（２）及び第２７条第１項の規定は平成１８年１０月　１日から施行する。
平成１９年　３月２０日　　定款変更認可
平成２０年　５月３０日　　定款変更認可
平成２２年１０月２１日　　定款変更認可
平成２３年　３月１５日　　定款変更認可
平成２３年　６月　９日　　定款変更認可
平成２４年　３月　２日　　定款変更認可
平成２５年　３月　６日　　定款変更認可
平成２５年　８月２０日　　定款変更認可

ただし、第１条（２）の規定は平成２５年９月１日から施行する。

平成２６年　７月　３日　　定款変更認可

平成２７年　１月２０日　　定款変更認可

平成２９年　１月２０日　　定款変更認可　平成２９年　４月　１日より施行

平成２９年　９月２９日　　定款変更認可

平成３１年　１月　７日　　定款変更認可

令和　２年　８月２０日　　定款変更認可